



# 山形県公報

平成24年3月31日(土)

号 外(5)

## 目 次

### 条 例

山形県県税条例の一部を改正する条例..... (税 政 課) ... 8

### この号で公布された条例のあらまし

山形県県税条例の一部を改正する条例 (県条例第49号) (税政課)

1 個人の県民税

東日本大震災によりその有していた自己の居住用家屋が滅失等をして居住の用に供することができなくなった納税義務者が住宅の再取得又は増改築等をした場合において所得税における東日本大震災に係る特例措置の適用を受けたときは、現行の個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除の対象とすることとした。(改正後の附則第22条第2項関係)

2 不動産取得税

(1) 次に掲げる特例措置の適用期限を平成26年3月31日まで延長することとした。(附則第13条の8第1項及び第2項並びに第13条の9第1項関係)

イ 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年(本則6月)を経過した日に緩和する特例措置

ロ 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置

ハ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置

(2) 次に掲げる特例措置の適用期限を平成27年3月31日まで延長することとした。(附則第14条第1項並びに第14条の4第1項、第3項及び第4項関係)

イ 住宅及び土地の取得に係る標準税率(本則4パーセント)を3パーセントとする特例措置

ロ 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の2分の1とする特例措置

(3) 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に規定する認定中小企業承継事業計画に従って譲渡される不動産に係る税額の減額措置を廃止することとした。(改正前の附則第14条の3第3項及び第4項関係)

3 自動車取得税

(1) 道路運送法に規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、知事が地域住民の生活上必要と認めて指定した路線の運行の用に供する一定の一般乗用のバスを取得した場合における非課税措置について、その適用期限を平成26年3月31日まで延長することとした。(附則第15条の2の2の4関係)

(2) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車ですべて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に4分の1を乗じて

得た率とする特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成27年3月31日まで延長することとした。(附則第15条の2の2第2項関係)

イ 次に掲げるガソリン自動車

(イ) 乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

- a 平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準(以下「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合すること。
- b 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- c エネルギーの使用の合理化に関する法律に規定するエネルギー消費効率(以下「エネルギー消費効率」という。)が同法の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して定めるエネルギー消費効率であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の110(平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車は、平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の138)を乗じて得た数値以上であること。

(ロ) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

- a 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- b 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- c エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

(ハ) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

- a 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- b 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- c エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

ロ 次に掲げる軽油自動車

(イ) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

- a 平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準(以下「平成21年輕油軽中量車基準」という。)に適合すること。
- b 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
- c エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

(ロ) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

- a 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。
- b エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

(ハ) 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

- a 平成21年10月1日(車両総重量が12トン以下のものは、平成22年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準(以下「平成21年軽油重量車基準」という。)に適合すること。
  - b 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
  - c エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- (二) 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- a 平成21年軽油重量車基準に適合すること。
  - b エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- (3) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に2分の1を乗じて得た率とする特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成27年3月31日まで延長することとした。(附則第15条の2の2第3項関係)
- イ 次に掲げるガソリン自動車
- (イ) 乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- a 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
  - b 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
  - c エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率(平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車は、平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値)以上であること。
- (ロ) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- a 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
  - b 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
  - c エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- (ハ) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- a 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
  - b 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
  - c エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- ロ 次に掲げる軽油自動車
- (イ) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- a 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
  - b 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
  - c エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- (ロ) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも

## 該当するもの

- a 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
  - b エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- (ハ) 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- a 平成21年軽油重量車基準に適合すること。
  - b 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
  - c エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- (ニ) 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- a 平成21年軽油重量車基準に適合すること。
  - b エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- (4) 電気自動車、一定の天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、一定のハイブリッド自動車及び一定の軽油自動車(4)において「低公害車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の低公害車の取得に係る税率の特例措置を廃止することとした。(改正前の附則第15条の2の2第4項~第8項関係)
- (5) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車(5)において「環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の環境対応車の取得に係る課税標準の特例措置について、次のとおり電気自動車等を対象に追加した上、その適用期限を平成27年3月31日まで延長することとした。(改正後の附則第15条の2の2の3第1項~第3項関係)
- イ 次に掲げる自動車について、取得価額から45万円を控除すること。
- (イ) 電気自動車
- (ロ) 天然ガス自動車のうち、平成21年10月1日(車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものは、平成22年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が当該基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもの
- (ハ) プラグインハイブリッド自動車
- (ニ) 次に掲げるガソリン自動車
- a 乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
    - (a) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
    - (b) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
    - (c) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120(平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車は、平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150)を乗じて得た数値以上であること。
  - b 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
    - (a) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
    - (b) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
    - (c) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて

得た数値以上であること。

- (ホ) 軽油自動車である乗用車のうち、平成21年輕油軽中量車基準に適合するもの
- (ハ) 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当する軽油自動車(ハイブリッド自動車に限る。)
  - a 平成21年輕油重量車基準に適合すること。
  - b 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
  - c エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- ロ 次に掲げる自動車について、取得価額から30万円を控除すること。
  - (イ) (2)イのガソリン自動車
  - (ロ) (2)ロ(ハ)又は(ニ)の軽油自動車(ハイブリッド自動車に限る。)
- ハ 次に掲げる自動車について、取得価額から15万円を控除すること。
  - (イ) (3)イのガソリン自動車
  - (ロ) (3)ロ(ハ)又は(ニ)の軽油自動車(ハイブリッド自動車に限る。)
- (6) 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が路線定期運行の用に供する自動車(以下「路線バス等」という。)のうち、一定のノンステップバスで初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、取得価額から1,000万円を控除する特例措置を講ずることとした。(改正後の附則第15条の2の2の3第4項関係)
- (7) 路線バス等のうち、一定のリフト付きバスで初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、取得価額から650万円(乗車定員が30人未満のものは、200万円)を控除する特例措置を講ずることとした。(改正後の附則第15条の2の2の3第5項関係)
- (8) 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバーサルデザインタクシーで初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、取得価額から100万円を控除する特例措置を講ずることとした。(改正後の附則第15条の2の2の3第6項関係)
- (9) 次に掲げるトラックで初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成27年3月31日(イのトラックのうち車両総重量が22トンを超えるもの及びロのトラックは、平成26年10月31日)までに行われたときに限り、取得価額から350万円を控除する特例措置を講ずることとした。(改正後の附則第15条の2の2の3第7項関係)
  - イ 車両総重量が8トンを超えるトラック(けん引自動車及び被けん引自動車を除く。)であって、平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下「制動装置保安基準」という。)に適合するもの
  - ロ 車両総重量が13トンを超えるトラック(けん引自動車に限る。)であって、平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置保安基準に適合するもの
- (10) 避難指示区域であって平成24年1月1日において警戒区域設定指示区域であった区域のうち立入りが困難であるため当該区域内の自動車を当該区域の外に移動させることが困難な区域として公示された区域(以下「自動車持出困難区域」という。)内の自動車(以下「対象区域内自動車」という。)の当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日における所有者等が対象区域内自動車以外の自動車(以下「他の自動車」という。)を取得した場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車が次に掲げる自動車(以下「対象区域内用途廃止等自動車」という。)に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと知事が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から平成26年3月31日までの間に行われたときに限り、当該他の自動

車の取得に対する自動車取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除し、又は当該徴収金を還付する特例措置を講ずることとした。(附則第25条第1項関係)

イ 自動車持出困難区域内に当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日から継続してあった自動車で、当該自動車持出困難区域内にある間に用途を廃止したもの

ロ 自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日から当該自動車持出困難区域の指定を解除する旨の公示があった日までの間継続して当該自動車持出困難区域内にあった自動車で、同日から2月以内に用途を廃止し又は引取業者に引き渡したもの等

ハ 自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日から当該自動車持出困難区域の外に移動させた日までの間継続して当該自動車持出困難区域内にあった自動車で、同日から2月以内に用途を廃止し又は引取業者に引き渡したもの等

#### 4 軽油引取税

次に掲げる軽油の引取りに係る課税免除の特例措置について、その適用期限を平成27年3月31日まで延長することとした。(附則第15条の2の3第1項関係)

- (1) 船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り
- (2) 海上保安庁その他一定の者が航路標識法の規定により設置し、及び管理する航路標識の電源の用途その他公用又は公共の用に供する施設又は機械の電源又は動力源の用途で一定のものに供する軽油の引取り
- (3) 鉄道事業又は軌道事業を営む者その他一定の者が鉄道用車両、軌道用車両又はこれらの車両に類する一定のものの動力源に供する軽油の引取り
- (4) 農業又は林業を営む者その他一定の者が動力耕うん機その他の一定の機械の動力源に供する軽油の引取り
- (5) 陶磁器製造業、木材加工業その他の一定の事業を営む者が製造工程における焼成又は乾燥の用途、これらの事業の事業場において使用する機械又は装置の動力源の用途その他の一定の用途に供する軽油の引取り

#### 5 自動車税

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置について、軽減対象及び重課対象の見直しを行った上、次の措置を講ずることとした。(附則第15条の3関係)

##### (1) 環境負荷の小さい自動車

平成24年度及び平成25年度に新車新規登録を受けた自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずることとした。

イ 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車及びエネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110(平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車は、平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138)を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値(以下「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。)の4分の1を超えないものについて、税率の概ね100分の50を軽減すること。

ロ エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率(平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車は、平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値)以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないものについて、税率の概ね100分の25を軽減すること。

##### (2) 環境負荷の大きい自動車

新車新規登録から一定の年数を経過した次の自動車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンを内燃機関の燃料として用いるハイブリッド自動車、一般乗合用の

バス及び被けん引自動車を除く。)について、それぞれ次の年度以後に税率の概ね100分の10を重課する特例措置を講ずることとした。

イ ガソリン自動車又はLPG自動車で平成13年3月31日までに新車新規登録を受けたもの  
新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過する日の属する年度

ロ 軽油自動車その他のイに掲げる自動車以外の自動車で平成15年3月31日までに新車新規登録を受けたもの  
新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過する日の属する年度

(3) 警戒区域設定指示区域内の自動車に代わるものと知事が認める自動車として取得された自動車に係る自動車税の非課税措置及び警戒区域設定指示区域内の自動車に係る自動車税の特例措置について、次のとおり改めることとした。(附則第26条第1項及び第4項関係)

イ 対象区域内自動車の自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日における所有者等が3の(10)の適用を受けることとなった場合においては、当該所有者等が取得した他の自動車に対する平成24年度分及び平成25年度分の自動車税に係る徴収金に係る納税義務を免除し、又は当該徴収金を還付する特例措置を講ずることとした。

ロ 対象区域内自動車が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなった場合には、当該対象区域内自動車は、自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日以後自動車税の課税客体である自動車でなかったものとみなす特例措置を講ずることとした。

6 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。

---

## 条 例

---

山形県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県条例第49号

#### 山形県県税条例の一部を改正する条例

山形県県税条例(昭和29年5月県条例第18号)の一部を次のように改正する。

附則第5条の4第1項第2号八中「同法第10条の2及び第10条の3」を「震災特例法第10条の2から第10条の3の2まで」に改める。

附則第13条の8第1項及び第2項並びに附則第13条の9第1項中「平成24年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

附則第14条第1項中「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改め、同条第2項中「若しくは第3項」を削る。

附則第14条の3中第3項及び第4項を削り、第5項を第3項とする。

附則第14条の4第1項、第3項及び第4項中「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附則第15条第1項中「第19項又は」を「第19項若しくは」に、「の規定の適用があつた場合を含む。」の規定又は法附則第12条第2項」を「又は同法第70条の4の2第7項(同条第8項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用があつた場合を含む。」の規定又は法附則第12条第2項」に、「の規定の適用があつた場合を含む。」の規定又は法附則第12条第1項」を「又は同法第70条の4の2第7項の規定の適用があつた場合を含む。」の規定又は法附則第12条第1項」に改める。

附則第15条の2の2第2項中「第8項第1号、第2号若しくは第3号口に掲げる軽油自動車又は附則第15条の2の2の3第1項に規定する第1種省エネルギー自動車」を「次に掲げる自動車」に、「法附則第12条の2の2第2項」を「同条第4項から第7項まで」に、「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 次に掲げるガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第15条の2の2の3第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条において同じ。)

イ 乗用車又は車両総重量(道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この条及び附則第15条の2の2の3第7項において同じ。)が2.5トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第1項に規定するもの

(イ) 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この項において「排出ガス保安基準」という。)で施行規則附則第4条の4第8項に規定するもの(以下この条において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合すること。

(ロ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ハ) エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第80条第1号に規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。)が施行規

- 則附則第4条の4第9項に規定するエネルギー消費効率(第4項において「基準エネルギー消費効率」という。)であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- ロ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第2項に規定するもの
- (イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
  - (ロ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
  - (ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- ハ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第3項に規定するもの
- (イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
  - (ロ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
  - (ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- (2) 次に掲げる軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第15条の2の2の3第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条において同じ。)
- イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第4項に規定するもの
- (イ) 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第11項に規定するもの(以下この条において「平成21年輕油軽中量車基準」という。)に適合すること。
  - (ロ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
  - (ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- ロ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第5項に規定するもの
- (イ) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。
  - (ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- ハ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第6項に規定するもの
- (イ) 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日(車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第14項に規定するもの(以下この条において「平成21年輕油重量車基準」という。)に適合すること。
  - (ロ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
  - (ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- ニ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第7項に規定するもの
- (イ) 平成21年輕油重量車基準に適合すること。

(ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

附則第15条の2の2第3項中「法附則第12条の2の2第2項又は前項」を「前項又は附則第15条の2の2の3第4項から第7項まで」に、「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

イ 乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第8項に規定するもの

(イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(ロ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第9項に規定するもの

(イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(ロ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ハ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第10項に規定するもの

(イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(ロ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

(2) 次に掲げる軽油自動車

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第11項に規定するもの

(イ) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。

(ロ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第12項に規定するもの

(イ) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。

(ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第13項に規定するもの

(イ) 平成21年輕油重量車基準に適合すること。

(ロ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ニ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第14項に規定するもの

(イ) 平成21年輕油重量車基準に適合すること。

(ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数

値以上であること。

附則第15条の2の2第4項を次のように改める。

- 4 第2項(第1号イに係る部分に限る。)及び前項(第1号イに係る部分に限る。)の規定は、平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則附則第4条の5第15項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この項において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。)を算定する方法として同条第16項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第2項第1号イ中「施行規則附則第4条の5第1項」とあるのは「施行規則附則第4条の5第17項の規定により読み替えて適用される同条第1項」と、同号イ(ハ)中「施行規則附則第4条の4第9項に規定するエネルギー消費効率(第4項において「基準エネルギー消費効率」という。)であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の110」とあるのは「第4項に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138」と、前項第1号イ中「施行規則附則第4条の5第8項」とあるのは「施行規則附則第4条の5第17項の規定により読み替えて適用される同条第8項」と、同号イ(ハ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「次項に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。

附則第15条の2の2第5項から第8項までを削る。

附則第15条の2の2の3第3項中「前2項」を「前各項」に、「附則第4条の6第6項及び第7項」を「附則第4条の6第10項及び第11項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第2項中「第2種省エネルギー自動車」を「第3種環境対応車」に改め、「(附則第15条の2の2第4項から第7項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)」を削り、「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 附則第15条の2の2第3項第1号(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)に掲げるガソリン自動車

(2) 附則第15条の2の2第3項第2号八又は二に掲げる軽油自動車(電力併用自動車に限る。)

附則第15条の2の2の3中第2項を第3項とし、同項の次に次の4項を加える。

- 4 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車(次項において「路線バス等」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの(施行規則附則第4条の6第1項に規定するものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第113条第1項の規定の適用については、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から1,000万円を控除して得た額」とする。

(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第3条第1項に規定する基本方針(次項及び第6項において「基本方針」という。)に平成32年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第8条第1項に規定する公共交通移動等円滑化基準(次項及び第6項において「公共交通移動等円滑化基準」という。)で施行規則附則第4条の6第2項に規定するものに適合するものであること。

- 5 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの(施行規則附則第4条の6第3項に規定するものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第113条第1項の規定の適用については、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から650万円(乗車定員30人未満の附則第15条の2の2の3第5項に規定する路線バス等にあつては、200万円)を控除して得た額」とする。

- (1) 基本方針に平成32年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。
  - (2) 公共交通移動等円滑化基準で施行規則附則第4条の6第4項に規定するものに適合するものであること。
- 6 道路運送法第3条第1号八に規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営む者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等(第3号において「高齢者、障がい者等」という。)の移動上の利便性を特に向上させるもの(施行規則附則第4条の6第5項に規定するものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第113条第1項の規定の適用については、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から100万円を控除して得た額」とする。
- (1) 基本方針に平成32年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。
  - (2) 公共交通移動等円滑化基準で施行規則附則第4条の6第6項に規定するものに適合するものであること。
  - (3) 高齢者、障がい者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造及び設備が特に優れたものとして国土交通大臣が認めたものであること。
- 7 次に掲げるトラック(施行規則附則第4条の6第7項に規定するものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第113条第1項の規定の適用については、当該取得が平成27年3月31日(第1号に掲げるトラックのうち車両総重量が22トンを超えるもの及び第2号に掲げるトラックにあつては、平成26年10月31日)までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。
- (1) 車両総重量が8トンを超えるトラック(施行規則附則第4条の6第8項に規定するけん引自動車及び被けん引自動車を除く。)であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(次号において「制動装置保安基準」という。)で施行規則附則第4条の6第9項に規定するものに適合するもの
  - (2) 車両総重量が13トンを超えるトラック(施行規則附則第4条の6第8項に規定するけん引自動車に限る。)であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置保安基準で施行規則附則第4条の6第9項に規定するものに適合するもの
- 附則第15条の2の2の3第1項中「第1種省エネルギー自動車」を「第2種環境対応車」に改め、「(附則第15条の2の2第4項から第7項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)」を削り、「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改め、同項各号を次のように改める。
- (1) 附則第15条の2の2第2項第1号(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)に掲げるガソリン自動車
  - (2) 附則第15条の2の2第2項第2号八又は二に掲げる軽油自動車(電力併用自動車に限る。)
- 附則第15条の2の2の3中第1項を第2項とし、同項の前に次の1項を加える。
- 次に掲げる自動車(以下この項において「第1種環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第1種環境対応車の取得に係る第113条第1項の規定の適用については、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から45万円を控除して得た額」とする。
- (1) 電気自動車(電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。)
  - (2) 法附則第12条の2の2第2項第2号に掲げる天然ガス自動車
  - (3) 充電機能付電力併用自動車(電力併用自動車(内燃機関を有する自動車と併せて電気その他

の施行規則附則第4条の4第4項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則附則第4条の4第5項に規定するものをいう。以下この条において同じ。)のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則附則第4条の4第6項に規定するものをいう。)

(4) 法附則第12条の2の2第2項第4号(同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。)に掲げるガソリン自動車

(5) 法附則第12条の2の2第2項第5号イに掲げる軽油自動車

(6) 法附則第12条の2の2第2項第5号ハに掲げる軽油自動車(電力併用自動車に限る。)

附則第15条の2の2の4中「平成24年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

附則第15条の2の3第1項中「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附則第15条の3第1項中「施行規則附則第5条第1項に規定する」を「内燃機関を有しない」に、「同条第2項」を「施行規則附則第5条第1項」に、「同条第3項」を「同条第2項」に、「及びメタノール」を「メタノール」に、「同条第4項」を「同条第3項」に、「並びに」を「及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の同条第4項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則附則第5条第5項に規定するものをいう。次項において同じ。)

並びに」に改め、同項第1号中「平成11年3月31日」を「平成13年3月31日」に改め、同項第2号中「平成13年3月31日」を「平成15年3月31日」に改め、同条第2項第2号イ中「この項」を「この項及び次項」に、「もの(以下この号及び次項)」を「もの(以下この号)」に改め、同号口中「及び次項」を削り、同項第3号を次のように改める。

(3) 充電機能付電力併用自動車(電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則附則第5条の2第5項に規定するものをいう。次項において同じ。)

附則第15条の3第2項第4号中「附則第5条の2第8項」を「附則第5条の2第6項」に、「以下この条において「基準エネルギー消費効率」を「次項において「基準エネルギー消費効率」という。)であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(第5項において「平成22年度基準エネルギー消費効率」に、「附則第5条の2第9項」を「附則第5条の2第7項」に、「同条第10項」を「同条第8項」に改め、同条第3項中「平成20年4月1日から平成21年3月31日まで」を「平成24年4月1日から平成25年3月31日まで」に、「平成21年度分」を「平成25年度分」に、「平成21年4月1日から平成22年3月31日まで」を「平成25年4月1日から平成26年3月31日まで」に、「平成22年度分」を「平成26年度分」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日(車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第9項に規定するもの(以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同条第10項に規定するもの

附則第15条の3第3項第3号中「に100分の125」を「であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項及び第5項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の110」に、「附則第5条の2第13項」を「附則第5条の2第11項」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 充電機能付電力併用自動車

附則第15条の3第4項中「基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値」を「平成27

年度基準エネルギー消費効率」に、「附則第5条の2第14項」を「附則第5条の2第12項」に、「平成21年4月1日から平成22年3月31日まで」を「平成24年4月1日から平成25年3月31日まで」の間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成25年度分の自動車税に限り、当該自動車平成25年4月1日から平成26年3月31日まで」に、「平成22年度分」を「平成26年度分」に改め、同条に次の1項を加える。

5 第3項(第4号に係る部分に限る。)及び前項の規定は、平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則附則第5条の2第13項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成22年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として同条第14項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第3項第4号中「基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項及び第5項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の110」とあるのは「前項第4号に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138」と、「施行規則附則第5条の2第11項」とあるのは「施行規則附則第5条の2第15項の規定により読み替えて適用される同条第11項」と、前項中「平成27年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「第2項第4号に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値」と、「施行規則附則第5条の2第12項」とあるのは「施行規則附則第5条の2第15項の規定により読み替えて適用される同条第12項」と読み替えるものとする。

附則第22条の見出し中「適用期間」を「適用期間等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項までの規定の適用を受けた場合における附則第5条の4及び附則第5条の4の2の規定の適用については、附則第5条の4第1項第1号中「又は第41条の2」とあるのは「若しくは第41条の2又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第13条第3項若しくは第4項若しくは第13条の2第1項から第5項まで」と、「住宅借入金等の金額」とあるのは「住宅借入金等の金額(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項又は第4項の規定の適用を受ける者の有する平成23年から平成25年までの居住年に係る同条第5項第1号に規定する新規住宅借入金等の金額を除く。)」と、「当該金額」とあるのは「当該住宅借入金等の金額」と、「これらの規定」とあるのは「租税特別措置法第41条第2項若しくは第41条の2又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項若しくは第4項若しくは第13条の2第1項から第5項までの規定」と、「計算した同項」とあるのは「計算した租税特別措置法第41条第1項」と、附則第5条の4の2第1項第1号中「又は第41条の2」とあるのは「若しくは第41条の2又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項若しくは第4項若しくは第13条の2第1項から第5項まで」とする。

附則第25条第1項中「附則第51条第4項に規定する警戒区域設定指示区域(以下「警戒区域設定指示区域」を「附則第52条第2項第1号に規定する自動車持出困難区域(以下「自動車持出困難区域」に、「警戒区域設定指示区域に係る法附則第51条第4項に規定する警戒区域設定指示(以下「警戒区域設定指示」という。)が行われた日」を「自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」に改める。

附則第26条第1項中「平成23年度から平成25年度までの各年度分」を「平成24年度分及び平成25年度分」に改め、同条第4項中「警戒区域設定指示区域について警戒区域設定指示が行われた日」を「自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、附則第5条の4の改正規定は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成24年法律第17号。以下「改正法」という。)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（県民税に関する経過措置）

- 2 改正後の山形県県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成24年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成23年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

- 3 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 4 施行日前に改正前の山形県県税条例（以下「旧条例」という。）附則第14条の3第3項に規定する認定がされた同項に規定する認定中小企業承継事業再生計画に従って事業の譲渡又は資産の譲渡を受けた同項に規定する認定中小企業承継事業再生事業者が同項に規定する不動産を施行日以後に取得した場合における当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

- 5 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。
- 6 旧条例附則第25条第1項に規定する他の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

- 7 新条例附則第15条の3の規定は、平成24年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成23年度分までの自動車税については、なお従前の例による。
- 8 旧条例附則第26条第1項に規定する場合における同項に規定する他の自動車に対して課する自動車税については、なお従前の例による。
- 9 旧条例附則第26条第4項に規定する場合における同項に規定する対象区域内自動車に対して課する自動車税については、なお従前の例による。

（総務大臣が施行日以後最初に指定して公示した自動車持出困難区域に関する経過措置）

- 10 総務大臣が施行日以後最初に改正法第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第52条第2項第1号の規定により指定して公示した同号に規定する自動車持出困難区域（以下「自動車持出困難区域」という。）は、新条例附則第25条第1項並びに新条例附則第26条第1項及び第4項の規定の適用については、平成23年3月11日から自動車持出困難区域であったものとみなす。この場合において、新条例附則第25条第1項中「当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」とあるのは「平成23年3月11日」と、新条例附則第26条第1項中「前条第1項」とあるのは「山形県県税条例の一部を改正する条例（平成24年3月県条例第49号）附則第10項の規定により読み替えて適用される前条第1項」と、「平成24年度分及び平成25年度分」とあるのは「平成23年度から平成25年度までの各年度分」と、同条第4項中「当該対象区域内自動車に係る自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」とあるのは「平成23年3月11日」とする。

平成24年 3月31日印刷  
平成24年 3月31日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056